

平成28年度まちづくり支援事業 第2回まちづくりわいわい塾 「みんなのまちづくり入門」

平塚市まちづくり政策課

1 実施の目的と概要

平塚市では、平成20年7月より「平塚市まちづくり条例」において、市民のみなさまが主体となって、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを決めることができる「地区まちづくり」のしくみを定めています。

まちづくりわいわい塾は、平成25年度から「地区まちづくり」のしくみをより多くの市民のみなさまに知っていただくことを目的として開催しています。

公民館区域ごとに各エリアで順に開催しています。平成28年度第2回の今回は、旭北地区にお住まいの方を対象に開催しました。

2 実施内容

(1) 日 時 平成29年3月17日（金） 19:00～20:15

(2) 場 所 旭北公民館 会議室

(3) 参加者 8名

(4) 内 容

1 地区まちづくりのしくみの紹介

お住いの地区の特性や住民の思いに応じたまちづくりを行うために活用できる「地区まちづくり」のしくみについて紹介しました。9月に認定された袖ヶ浜地区の実例も併せて紹介しました。

多少難しい内容もありましたが、多くの方に理解できたとの声をいただくことができました。



★主なご質問やご意見

(ご質問)

- ・地区まちづくり計画には拘束力はないとのことだが、そのようなルールを設ける意義はありますか？

(回答)

- ・開発事業や建築にあたってそのルールを順守する義務はありませんが、地域にルールがあることで、事業者等はルールを尊重し、協議や説明会などを行うなど、一定の抑止力にはなるものと考えています。

(ご意見)

- ・地権者の同意など非常にハードルが高いように感じる。
- ・まちづくり活動として、あいさつや見守りなどのソフト面についてのルールを設定するのが面白いと思った。
- ・広報で特集するなど、PRに力を入れるべきだと思う。